

市内自治会の活動紹介 ～田口地区自治会～

田口地区自治会は、自治会だけではなく、肱北公民館田口分館や地域の各種団体が一体となり、多世代間の交流を含めたさまざまな地域行事を開催しています。その中でも、主な3つの活動をご紹介します。



田口地区自治会
けんいち
武田賢一会長

田口地区自治会がある田口地区は、市の中心部、富士山の麓に位置し、学校や病院、大型スーパーなどが近くにある便利な地域です。

田口地区は自治会、肱北公民館田口分館、消防団、自主防災組織、神社、シニア会、愛護班など、全11団体で構成されています。年5回の役員会には一堂に集まり、地域の行事などをみんなで話し合い、協力し合っています。そのおかげで地域はまとまり、行事もスムーズに行えています。

4月に自治会と分館が統合再編されますが、これまで同様、それぞれの組織の特性を生かし、住みよい地域づくりを田口地区のみなさんと一緒にできればと思っています。

三世代交流ふれあいたんぼ

～農業や食に対する関心を育み、健全な心と体を育てる～

自治会内の生涯学習部会を中心として実施している「ふれあいたんぼ」活動は、児童を見守り子供の居場所をつくることを目的として平成13年に開始し、今年で24年目になります。一年を通して、うるち米やもち米、スイートコーン、サツマイモ、サトイモ(いもたき用)、大豆(節分用)などを育てています。



(小豆・大豆ひき)



(田植え)



(稲刈り・稲木)



(大豆おとし)

参加者の声



そら
北島昊君

田植えのとき、泥の中でなくした靴下が今でも気になっています。サトイモは土が固くて掘るのが難しかったので、友達と一緒に掘りました。収穫したお米で作ったおにぎりはとてもおいしくておかわりしました。



はるか
兵藤日香さん

この活動の楽しさは、いろいろな年齢の人と関わったり、一緒に力を合わせて作業をしたりするところです。私にとって米作りは初めてで、どの作業も新鮮でした。それと同時に作業の大変さも知り、お米を食べられることのありがたみを感じています。これからも続けて参加したいです。



肱北公民館田口分館
よしのぶ
後藤貞伸分館長

大豆や小豆の収穫には、昔ながらの道具(唐竿^{からさお})を使用します。まずは高齢者がお手本を見せ、続いて保護者と子供達が挑戦。初めはうまくいきませんが、だんだんとできるようになっていきます。三世代で交流することは、文化の伝承にもつながると考えています。また、お米は刈り取り、天日干し、脱穀など一連の収穫作業を行った後、「おにぎり」にして参加者にふるまいます。自分たちが育てたお米で作ったおにぎりを手にした参加者の男児が「ありがとうございます！」とうれしそうに帰っていく姿がとても印象的で、スタッフ一同、やる気をもらい、活動していて良かったという気持ちになっています。

多世代の住民が農業行事に参加し交流することで、子育てを地域で応援する機運が高まり、地域の活性化も図られ、個々の自然を想う心や自分で考える力も養われると考えています。

田口ふれあい子ども食堂

～「ふれあい・支え合い」をモットーに、多世代交流の拠点として取り組む～

一人で食事をする子供や独居の高齢者が増えている状況を改善しようと、令和元年11月に「田口ふれあい子ども食堂」をオープンしました。自治会内の健康福祉部会が中心となり、分館をはじめ各種団体と一緒に月に1回（第3土曜日）に開催しています。子供だけでなく大人も参加でき、毎回50人前後が参加しています。



田口ふれあい子ども食堂
スタッフ
後藤生子さん

食事の前には、子供やお年寄りが一緒に輪投げやモルックなどのゲームを楽しみ、小学生が小さいお子さんに絵本の読み聞かせをするようなほほ笑ましい光景も見られます。高齢者も家から出て、人と会い、会話をしたりゲームをしたりすることで自然と安心感や満足感も得られているようです。私たちの子ども食堂は、共に食事をするという楽しみはもちろんですが、多世代間の交流の場として、にぎわい作り、高齢者の健康づくり、子育て支援にもつながる地域の貴重な存在です。これからも「地域の食堂」として活動を継続しながら、参加者の裾野を広げていきたいと考えています。

自主防災組織の活動

～災害を知り、まちを知り、人を知り、そして活動を継続していく～

平成30年7月豪雨の際に被災した経験から、2年をかけて「災害図上研修」を実施し、防災マップを制作しました。完成した防災マップは氏名や住所などを記入できる災害・避難カードと一緒に各世帯へ配布しました。そして、この研修を一過性のもので終わらせないよう、田口分館主催の「里山を歩こう」という行事のゴミ拾いと並行して、災害マップ上の「一時集合場所」を巡ったり、避難所までの道のりや危険箇所を確かめたりしながら防災の実地研修を行いました。

徐々に住民の防災意識も高まり、毎年、地域のリーダーが防災士の資格を取得し、現在では20名が防災士として活躍しています。今後も、自治会内の自主防災部会を中心に地域で一体となって田口地区の防災力を高めていきたいと考えています。



自主防災組織
武田麗子会長

防災士取得者の声

田口地区は、平時から各行事を通じて住民同士が顔見知りとなっていることから、災害時にはすぐに駆けつけることができる共助関係が構築されています。

今後も田口地区の特徴に応じた防災活動の啓発を行い、住民の防災意識を高めることで防災・減災に取り組んでいきたいです。



茶家さん・井上さん・松田さん



【問い合わせ先】

復興支援課地域自治推進係

☎0893(57)9989



市ホームページ

マイナンバーカードの住所や氏名に変更があったときは手続きが必要です ^{MAP}①

引っ越しや婚姻などで住所や氏名に変更があった場合は、カード内部の情報更新と表面の追記欄に変更内容を記載する手続きが必要です。窓口でマイナンバーカードを持参してください。(暗証番号必要)

なお、暗証番号が間違っている場合は再設定が必要となるため、同日に手続きを完了できないことがあります。

問 市民課 ☎0893(24)1710

そのほかの手続き

【障がい福祉関係】 ^{MAP}②

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更と受給者証などの手続きを行ってください。

また、次の受給者についても同様に、転入先で所定の手続きを行ってください。

- ▷特別児童扶養手当受給者
- ▷特別障害者手当受給者
- ▷障害児福祉手当受給者
- ▷心身障害者扶養共済加入者
- ▷自立支援医療費受給者

(精神通院、更生医療、育成医療)

- ▷補装具費・日常生活用具費受給者

障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っている人で引き続きサービスの利用を希望する場合は、転入先で支給申請をしてください。

問 社会福祉課 ☎0893(24)1758



市ホームページ

【児童手当】 ^{MAP}③

転出の際に「受給事由消滅届」を提出し、転出予定日の翌日から15日以内に転入先で「認定請求書」を提出する必要があります。
※転入手続きだけでは、手当は支給されません。



市ホームページ

問 子育て支援課 ☎0893(24)5718

【介護保険被保険者証】 ^{MAP}④

65歳以上の人、または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

問 高齢福祉課 ☎0893(24)1714

【小・中学校の転校】 ^{MAP}⑤

市外の小・中学校に転校する場合は「転学通知書」を受け取り、現在通学中の学校（転校前の学校）に提出してください。

問 教育総務課 ☎0893(24)1733

【上下水道の使用開始・中止】 ^{MAP}⑥

3～4月は混雑が予想されるため1週間前には上下水道課で申し込みをしてください。(電話または「えひめ電子申請システム」での申し込み可) 使用中止後の料金の請求は2～3カ月遅れとなります。

また、井戸水を使用し公共下水道に排水している場合、世帯の人数が変わると下水道使用料も変更となるため、人数が変わるときは異動届を提出してください。

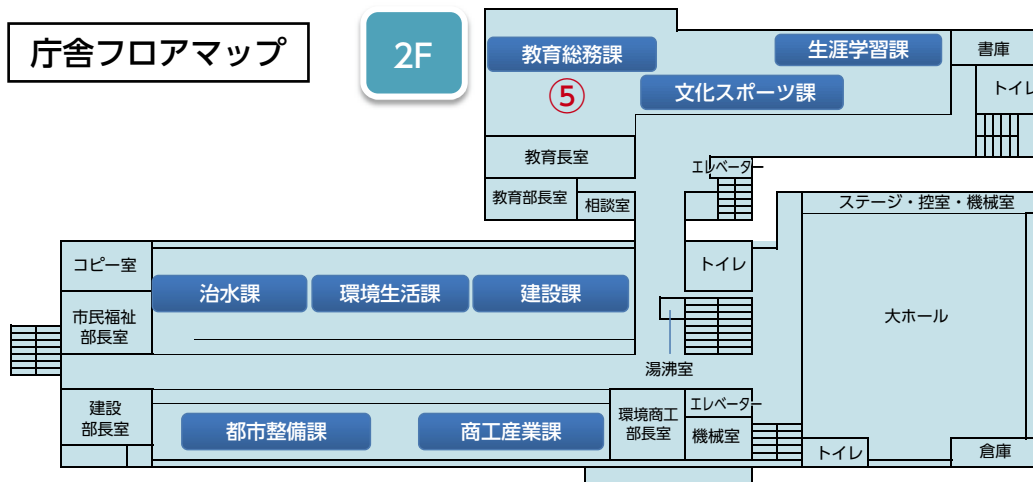
問 上下水道課

☎0893(24)3753 (上水道)

☎0893(24)1720 (下水道)



市ホームページ



庁舎フロアマップ

2F

マイナンバーカードの利活用シーンは拡大しています

マイナポータルから転出の届け出ができます 【引越し手続きオンラインサービス】

全国の市区町村で市外へ引っ越しするときの手続き（転出届）がオンラインで届け出できるようになりました。このサービスを利用する人は、転出にあたり今まで住んでいた自治体への来庁が原則不要となります。（転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きは必要です）

【サービスを利用できる人】

署名用電子証明書暗証番号（英数字6～16桁）が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引っ越しをする人または引っ越しする人と住民票上同一世帯の人

【事前に準備するもの】

▷マイナンバーカードと各種暗証番号

- ・利用者証明用（数字4桁）
- ・券面事項入力補助用（数字4桁）
- ・署名用電子証明書（英数字6～16桁）

▷マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン（またはパソコン・ICカードリーダー）

▷マイナポータルアプリのインストール

▷連絡先電話番号

▷新しい住所

【手続きの際の注意】

▷転入の手続きは、引っ越しする本人が来庁する必要があります。（必ずマイナンバーカードを持参してください。）

▷マイナンバーカードに記載されている住所と現在の住所が異なる場合は、窓口や郵送で転出の届け出をしてください。



市ホームページ

【問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178

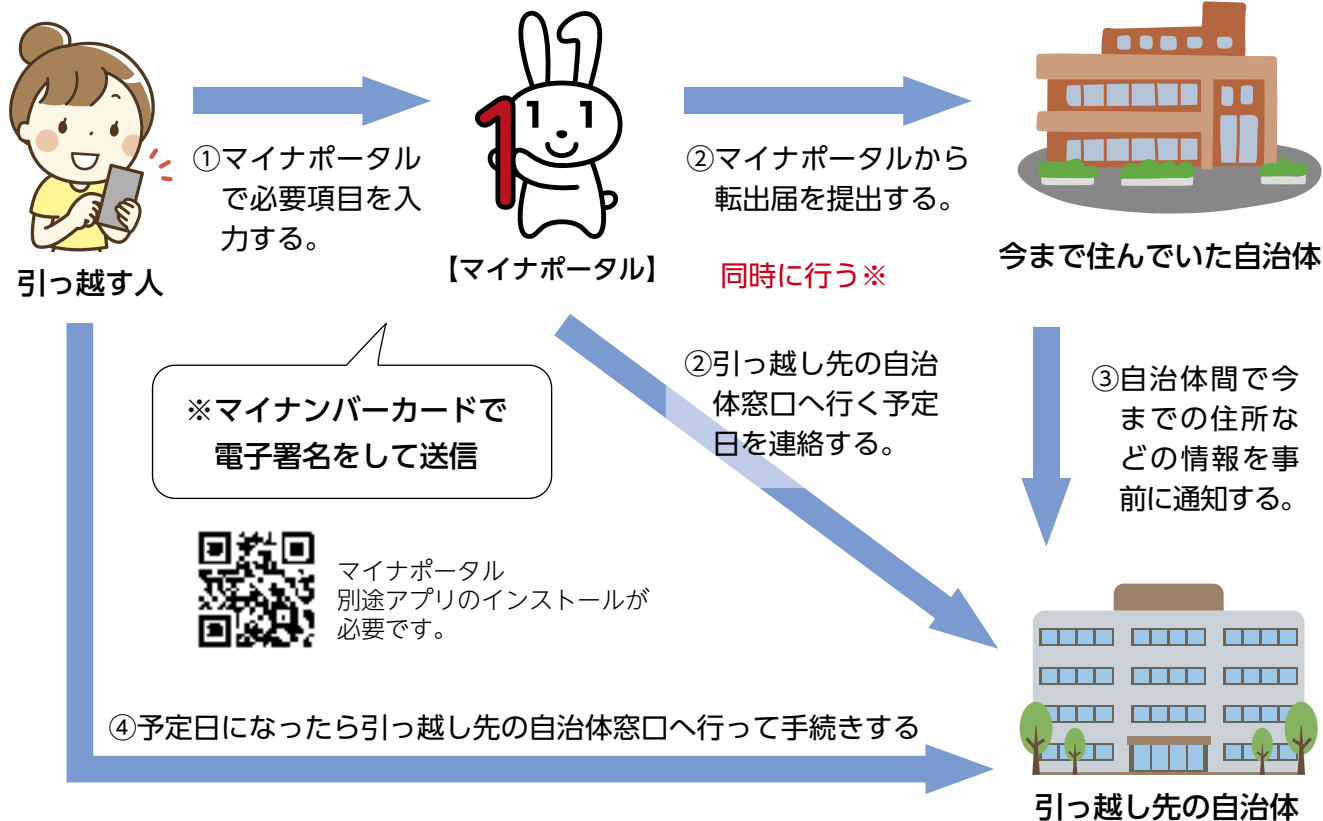
平日：9:30～20:00

土日祝：9:30～17:30（年末年始を除く）

※音声ガイダンスは「4番：マイナポータル」を指定してください。

市民課市民係 ☎0893(24)1710

マイナポータルを使った引っ越し手続きの流れ



※②転出届と窓口へ行く予定日の連絡は、マイナポータル上で同時に行います。

【書かない窓口】を導入しています

住民票の写しなど証明書の申請や転出、転入などの住民異動届を提出するときにマイナンバーカードを持参すると、申請書などを書かずに手続きすることができます。(一部申請書などを除く。)

また、本人が印鑑登録証明書を申請する場合に限り、印鑑登録証の持参を省略することもできます。

※代理人が印鑑登録証明書を申請する場合は、これまでどおり印鑑登録証が必要です。誤って処分しないようご注意ください。

書かない窓口の利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

【利用箇所】

市民課・税務課および各支所

【取扱証明書】

市民課および税務課の各種証明書



【問い合わせ先】

市民課市民係 ☎0893(24)1710

税務課 ☎0893(24)1711



市ホームページ

コンビニで一部証明書を取得できます

本人がマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機のタッチパネル画面を操作することで、各種証明書を取得できます。

利用には、利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

	取得できる証明書	証明手数料
1	住民票の写し	300円
2	印鑑登録証明書	300円
3	戸籍証明書（現在戸籍のみ）	450円
4	戸籍の附票の写し	300円
5	課税・所得証明書（現年度のみ）	300円

※1・2・5の証明書について、転出者や転出予定者は取得できません。

※3・4は大洲市に本籍がある人のみ

【利用時間】

6:30~23:00

（年末年始、保守点検日を除く）

【利用店舗】

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど（マルチコピー機設置店舗に限る）

3月1日(金)から本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍全部事項証明書などの交付請求ができるようになります。コンビニで証明書を取得できない自治体に本籍地がある人も市役所や各支所の窓口で取得できるようになりますので、ご利用ください。

詳しくはホームページをご覧ください。



市ホームページ

【問い合わせ先】

市民課市民係・戸籍係

☎0893(24)1710

税務課市民税係

☎0893(24)1711



市ホームページ

軽自動車や原付バイクなどの変更手続きを忘れていませんか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡や廃車などがある場合や、車両の所在が分からなくなった場合は、早めに下記の手続きを行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合は、継続して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをしても課税の取り消しはできません。ご注意ください。

なお、軽自動車税（種別割）に、月割課税制度はありません。

【問い合わせ先】

税務課収納係 ☎0893(24)1711
 長浜支所 ☎0893(52)1111
 肱川支所 ☎0893(34)2311
 河辺支所 ☎0893(39)2111



市ホームページ

軽自動車検査協会愛媛事務所

☎050(3816)3124

愛媛運輸支局

☎050(5540)2076

車種	申請窓口	必要なもの
125cc以下の小型バイク (原動機付自転車など)	税務課 または 各支所	【廃棄】 申請者本人確認書類、ナンバープレート、車名・車台番号・総排気量がわかるもの ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など
小型トラクターや農耕車、 フォークリフト など		【紛失・盗難】 申請者本人確認書類、遺失・盗難届出証明または届出受理番号 【名義変更】 申請者本人確認書類、車名・車台番号・総排気量がわかるもの
三輪・四輪の軽自動車、 ボートトレーラー	軽自動車 検査協会	軽自動車検査協会、運輸支局または車両販売店などにお問い合わせください。
125cc超の二輪車	運輸支局	

おおず買物等割引チケットを配布します

エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている市民の負担緩和と、消費喚起を通じた市内の店舗・事業所の支援、地域経済の活性化を図るため、全ての市民が市内の取扱店舗で使える「おおず買物等割引チケット」を配布します。

【配布枚数】

1人あたり割引額500円券×10枚（5,000円分）

【配布対象者】

令和5年12月31日時点で大洲市住民基本台帳に登録がある人

【利用期間】 3月23日(土)～7月31日(水)

【配布方法】

対象者の属する世帯主宛てに「ゆうパック」で送付します。

※不在などで郵便局の保管期限が切れる3月25日(月)以降は、商工産業課(市役所本庁2階)で保管します。受け取る場合は、世帯主の本人確認書類を持参の上、窓口にお越しください。

【取扱店舗】

大洲市内の「おおず買物等割引チケット取扱店舗ステッカー」が貼ってあるお店



(割引チケット見本)



(取扱店舗ステッカー見本)

【利用方法】

1,000円ごとの物品購入などの取引において500円券1枚が利用できます。

- (例1) 1,500円の買物
割引チケット1枚(500円分)と現金1,000円
- (例2) 3,300円の買物
割引チケット3枚(1,500円分)と現金1,800円

【割引チケットが利用できないものの例】

- ▷現金との換金、金融機関への預け入れ
- ▷商品券、図書券、切手、プリペイドカード、乗車券など金銭と同じ意味を持つ換金性の高い物の購入
- ▷土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場代などの不動産に係る支払い
- ▷たばこの購入

【問い合わせ先】

商工産業課商工振興係 ☎0893(24)1722

市ホームページ



新型コロナワクチンの無料接種が終了します

新型コロナワクチンの接種を無料で受けることができるのは、**令和6年3月31日(日)まで**です。

接種を希望する人は、期間内に余裕をもって受けてください。

初回接種が完了している人で、令和5年9月20日以降に追加接種を受けていない人

令和6年3月31日まで無料で追加接種を受けることができます。令和5年9月20日以降に追加接種を受けた人は接種終了です。

1・2回目（生後6カ月～4歳の人）は1～3回目）の初回接種が完了していない人

令和6年3月31日まで無料で接種を受けることができますが、2回目以降が3月31日以降になる場合、2回目以降の接種費用は有料になります。



市ホームページ

令和6年4月1日以降の接種について

65歳以上の人・60～64歳で対象となる人(※)

インフルエンザワクチンと同じように、定期接種として有料で秋冬に1回接種を行います。

自己負担額などの詳細は未定です。また、時期を問わず自費で接種を受けることもできません。接種費用は未定です。

※60～64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人

上記以外の人

任意接種として、時期を問わず自費で接種を受けることができます。接種費用は未定です。

【問い合わせ先】

健康増進課地域医療係 ☎0893(23)9117

市役所本庁の 夜間窓口業務体制が変わります

3月1日(金)から、保安警備体制の強化などを目的として、市役所本庁の夜間(17:15～翌8:30)宿直業務を民間事業者へ委託します。

これまで職員が行っていた夜間窓口業務(戸籍届書受領、火葬予約など)は、委託先の警備員が行います。

円滑に体制を移行するため、令和6年3月および4月は、職員と警備員などが連携して窓口対応を行い、5月1日(水)からは、警備員による夜間窓口対応へ完全移行します。

市民のみなさんのご理解をお願いします。



【問い合わせ先】

総務課職員係

☎0893(24)1723

大洲市交通災害共済を廃止します

大洲市では、交通事故などに対する民間保険制度が十分でなかったことを理由に交通災害共済制度を設けていましたが、民間保険の普及・充実に伴い、令和6年3月31日(日)をもって、共済事業を廃止します。今後は民間の保険をご利用ください。

長年にわたる交通災害共済へのご加入・ご利用に感謝いたします。

【交通災害共済廃止後の見舞金請求について】

令和4年度または令和5年度に交通災害共済に加入し、加入期間中に交通事故に遭った人は、共済事業廃止後も、事故発生日の翌日から2年間は見舞金を請求することができます。

請求方法は、危機管理課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

危機管理課地域安全係

☎0893(24)1742



市ホームページ

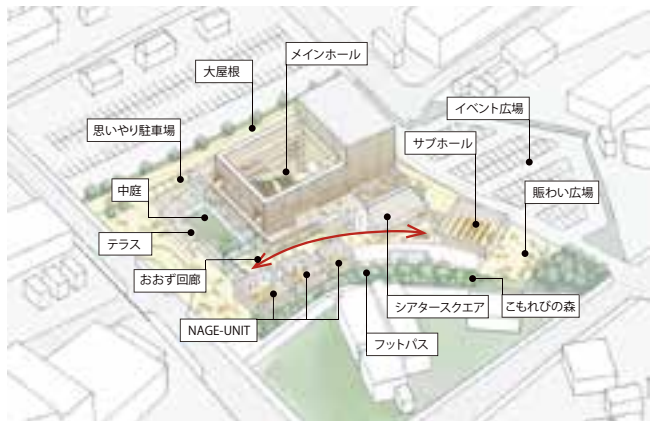
大洲市民文化会館整備「基本設計」の市民説明会を開催します

このたび、建物の概略を決める「基本設計」をまとめましたので、説明会を開催します。

ぜひ、ご参加ください。

【日時】 3月19日(火) 19:00~20:00

【場所】 総合福祉センター 4階多目的ホール



【問い合わせ先】

財政契約課

市民文化会館建設推進室

☎0893(24)1721



市ホームページ

第76回観光さくらまつり

今年も城山公園、富士山公園、祇園公園でさくらまつりが開催されます。城山公園、富士山公園のソメイヨシノ、祇園公園の八重桜と、桜が順に咲き乱れます。春の訪れを感じにお出掛けください。

【期間】 3月19日(火)~4月25日(木)

【桜の本数】

- ▷城山公園 (ソメイヨシノ) 約200本
- ▷富士山公園 (ソメイヨシノ) 約3,000本
- ▷祇園公園 (八重桜) 約700本



【問い合わせ先】

大洲市観光協会 ☎0893(24)2664

市ホームページ



若年者対象「合同企業説明会」

愛媛県内の企業への就職を希望する若者を対象に、若年者採用予定のある企業25社(予定)による合同企業説明会を開催します。

参加企業は決定次第、わくわくワーク愛媛ホームページに掲載します。

【日時】 3月15日(金) 13:30~17:00
(受け付け開始13:00~)

【場所】 松山市総合コミュニティセンター
企画展示ホール1F
(松山市湊町7丁目5番地)

【対象者】 わくわくワーク愛媛
次の県外・県内在住者

- ① 愛媛県内の企業へ就職を希望する大学生、高校生など含むおおむね35歳未満の若年者
- ② 上記の保護者(※見学を可能とします。)

【その他】

参加無料・予約不要・服装自由・履歴書不要

【問い合わせ先】

若年者地域連携事業事務局(愛媛労働局委託事業)

<受託企業>(株)東京リーガルマインド松山支社

☎070(1746)5333

✉ehime-jakunen@lec-jp.com



令和6年度バランスボール教室の受講生を募集します

体幹を使ったトレーニングやストレッチをリズムに合わせて楽しくエクササイズする教室です。

【日時】 令和6年4月~令和7年3月の毎週土曜日
1部13:30~14:30 2部15:00~16:00
※受講時間の指定はできません。

【場所】 総合体育館 格技室

【対象】 市内在住の人 **【参加費】** 無料

【定員】 1教室あたり40人程度

【申し込み方法および期限】

3月15日(金)までに総合体育館に電話またはメールで申し込んでください。なお、応募者多数の場合は、抽選により受講生を決定します。



市ホームページ

【申し込み・問い合わせ先】

総合体育館 ☎0893(24)6255

✉soukoutaiikukan@city.ozu.ehime.jp

ウォーキングイベント「春うららOZU健康ウォーク」の参加者を募集します

大洲市と㈱アールビーズとの包括連携協定に基づき、スマホアプリ「スポーツタウンウォーカー」を使ったオンラインウォーキングイベントを開催します。

このイベントは、スマートフォンが1台あれば、場所を問わず、どなたでも参加することができます。

イベント開催期間中の歩数をカウントし、他の参加者と順位を競い合いながら楽しく健康づくりに取り組みます。イベント参加者には、市の特産品などが当たる懸賞企画も用意しています。

ぜひ、ご家族、ご友人と一緒にアプリの登録およびイベントの参加をお願いします。

【種目】 ウォーキングの部

【計測アプリ】 スポーツタウンウォーカー

【開催期間】 3月1日(金)～3月20日(水)

【申込期間】 2月10日(土)～3月20日(水)

【参加料】 無料



市ホームページ

【参加方法】

① アプリをインストール



iOS版



Android版

② アプリからイベントの参加申し込み

1. イベントを探す

2. このイベントを選択

3. 「参加する」を押して申し込み完了

③ 開催期間になったらスタート

スマートフォンを持って歩くだけで、歩数を計測し、期間中の累計歩数でランキングされます。

アプリの詳しいインストール手順については動画で確認してください。

インストール手順動画
(YouTube)



iOS版



Android版

【問い合わせ先】

文化スポーツ課スポーツ推進係 ☎0893(24)1734

フラワーパーク体験農園の利用者募集

フラワーパーク内にある体験農園で花や野菜を育ててみませんか。

【場所】 大洲市西大洲甲1766番地第7

【募集区画】 6区画（1区画あたり2m×5m）

※希望者多数の場合は抽選になります。

【利用できる人】

市内に住所を有する人または市内に勤務する人

【利用料金】 1区画につき年間2,620円

【利用期間】 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

【申込受付期限】 3月19日(火)

【申し込み方法】

申請書を農林振興課窓口へ持参または郵送

【申請書】

農林振興課窓口または市ホームページで入手できます。

【申し込み・問い合わせ先】

農林振興課農業振興係

☎0893(24)1727



市ホームページ



特別展「大洲藩刀工岡本家」を開催中

大洲市立博物館では、現在「大洲藩刀工岡本家～歴代刀工の技と美～」と題した特別展を開催しています。

大洲藩お抱え刀工を勤めた岡本家は、吉田藩領三間郷の刀匠・山城守 源国道の高弟であった岡本国道が、寛文10年（1670）頃2代藩主加藤泰興に召し抱えられたのが始まりとされています。

その後、幕末期まで7代にわたって大洲藩の刀工を勤めました。

特に、6代隆国と7代圀良は、江戸の刀工・水心子正秀の門下となり鍛刀の技術を学び、歴代の中でも名工と称されるほどで、現在も市内に多くの秀作が残されています。

特別展では、令和4年度に岡本家のご子孫から大洲市の指定文化財に指定されている刀剣をはじめ掛け軸など数多くの資料を寄贈していただいたことを契機に、これまで当館が収集してきた刀剣と併せて、大洲藩刀工岡本家歴代の作品を展示紹介しています。

【会期】 4月7日(日)まで

【会場】 博物館4階展示室

【時間】 9:00～17:00

【休館日】 毎週月曜日

※祝日と重なる場合は翌平日



大洲市指定有形文化財
「刀 銘 岡本隆国 文政三年二月日」



「脇差 銘 圀良造之 天保八年仲秋吉日」

【問い合わせ先】

大洲市立博物館 ☎0893(24)4107

愛媛県立松山東高等学校通信制課程の入学生を募集します

松山東高等学校は通信制課程のある県内で唯一の公立高等学校です。令和6年度前期入学生（4月入学）を募集しています。詳しくは、松山東高等学校へお問い合わせください。

【入学資格】

- ▷ 中学校などを卒業した人または中等教育学校前期課程を修了した人（令和6年3月卒業・修了見込みの人を含む）
- ▷ 中学校卒業程度の学力を有すると認められる人
- ▷ 高等学校または中等教育学校後期課程に在学中または中途退学した人



【問い合わせ先】

松山東高等学校通信制課程
☎089(945)0131

松山東高等学校
通信制課程
ホームページ

バス待合所が新しくなりました

老朽化していた平野地区「夜昼パークタウン前」のバス待合所を、地元企業の仙味エキス株式会社が新設し、寄贈していただきました。

積極的な公共交通の利用にご協力ください。



【問い合わせ先】

復興支援課活力創造係 ☎0893(57)9989

啓発番組「セカンドオピニオン～自分スタイルの発見～」を配信しています

女性活躍推進につなげようと、さまざまな分野で活躍している大洲市在住や出身の女性にスポットを当て、その活動内容や働き方、考え方、いつも心掛けていること、苦労したことやその解決策、今後の目標などをインタビューした啓発番組を制作し大洲市公式Youtubeで配信しています。ぜひ視聴ください。

※名前や職場については撮影当時のものです。

市YouTubeチャンネル
「セカンドオピニオン」



【問い合わせ先】

企画情報課男女共同参画係
☎0893(24)1728



第1回
清水 恭美 さん
ポコペン横丁管理人



第2回
山中 志麻 さん
市立大洲病院看護部長



第3回
河野 宏美 さん
山川 桃花 さん
救急救命士・消防士



第4回
今井 英里 さん
カトラッチャ珈琲焙煎所



第5回
村元 有紀 さん
(株)エレファントファーム



第6回
今蔵 綾乃 さん
大宮 央 さん
愛媛FCレディース



第7回
坂本 真美(麗峰) さん
吟詠スーパーチーム



第8回
山鬼 育子 さん
OZU+ (オオズプラス代表)



第9回
熊 美里 さん
大洲高等学校教諭
元U19女子バスケットボール日本代表



第10回
大石 千枝 さん
(株)グラン・ジュテ 代表取締役



第11回
横山 真美子 さん
地域活性化起業人



第12回
大木 春菜 さん
(株)せいかつ編集室
編集者・ライター



第13回
ぼうし さき さん
うたうイラストレーター



きりめき

ニュース

シリーズ

お知らせ

情報ひろば

図書館

未来を拓く

保健センター

相談・救急

【消費者啓発】今、本当に必要ですか？その点検

【相談事例】

- ▷「屋根瓦のずれを無料で点検する」と言って業者が突然訪ねて来た。点検後、撮影した屋根の写真を見せられて「今なら割引きする」と勧誘されたため、120万円の屋根工事の契約をした。
- ▷「下水道の清掃で排水管の無料点検を行っている」との電話があり、点検を承諾。点検後に清掃の契約を勧められ、すぐ返事をするようせかされたことから5万円で清掃を頼んだ。
- ▷「床下の消毒」を勧められ、3千円と低価格だったので契約。点検後、ゴキブリの死骸や卵の写真を見せ「ゴキブリ駆除とシロアリ予防の消毒をした方がいい。今すぐ契約すれば10万円割引した30万円にする」と言われ、契約した。



【アドバイス】

- ▷突然、無料で点検すると勧誘してくる業者には安易に点検させないようにしましょう。
- ▷「点検」と称して工事や清掃サービスなどの契約を取り付けようとする。一度契約すると他の場所も点検すると言って、次々と契約させようとするケースもあります。
- ▷必要のない契約はきっぱり断りましょう。点検内容に不安がある場合は、信頼のある複数の業者に見てもらいましょう。
- ▷突然の来訪で契約した場合や、依頼した内容と違う契約をした場合などは、クーリングオフができる場合があります。



愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター
「こまどりのPiPi(ピピ)」



市ホームページ

【消費生活に関する相談窓口】

大洲市消費生活相談窓口 ☎0893(24)1790
愛媛県消費生活センター ☎089(925)3700
消費者ホットライン ☎188(いやや!)

春季全国火災予防運動

3月1日(金)から3月7日(木)までの1週間は、「春の火災予防運動週間」です。

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防意識について一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、死傷者をなくすとともに財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

消防署では、この期間中に各家庭への防火訪問や広報活動などを実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。



火の用心の心掛け

- ① 住宅用火災警報器の設置と定期的に作動確認をする。
- ② コンセントは定期的に清掃する。
- ③ 風の強い日や空気が乾燥している日は、たき火をしない。
- ④ たばこの火は確実に消し、寝たばこを絶対にしない。
- ⑤ 高齢者や身体の不自由な人を守るために地域の協力体制を作る。



【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119
長浜支署 ☎0893(52)0119
川上支署 ☎0893(34)2851

大洲地区広域
消防事務組合
ホームページ